

○宇多津町創業支援補助金交付要綱

平成29年3月31日要綱第13号

改正

令和元年11月25日要綱第34号

令和7年4月1日要綱第13号

宇多津町創業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇多津町内（以下「町内」という。）での創業を促進し、町の産業の活性化を図ることを目的として、町内で新たに創業する中小企業者に対し、新規創業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、雇用の創出や定住促進を図り、本町経済の活性化、地域振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が町内に事業拠点を設置し、中小企業者として新たに事業を開始することをいう。
- (2) 創業した日 個人事業主にあつては管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業年月日、法人にあつては法人登記事項証明書に記載された設立年月日をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (4) 宇多津町創業支援事業計画に定める特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定に基づき作成した宇多津町創業支援事業計画のうち、認定連携創業支援事業者が「経営・財務・人材育成・販路開拓」の全項目について、4回以上、1カ月以上の期間をかけて創業希望者に知識を習得させる目的で行う事業をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請年度内に創業を予定している、又は交付申請時において創業した日から1年を経過していないこと。
- (2) 町内に事業所等を設け創業する個人又は法人であること。
- (3) 町税を完納していること。
- (4) 3年以上継続して営業すると見込まれる事業を行う者であること。

(5) 週38時間以上の営業を行う事業を行う者であること。

(6) 宇多津町が主催する創業に係るセミナー等を受講した者又は宇多津町創業支援事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けた者であること。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者であつては、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 別表の業種に該当するもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に該当する者

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営むもの

(4) 仮設又は臨時の店舗その他設置が恒常的でない店舗等で事業を営むもの

(5) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがあるもの

(6) 清算、破産、更生、承認援助又は特別清算に関する手続中であるもの

(7) 前6号に掲げるもののほか、町長が適切でないと判断する事業を実施しようとするもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）については、補助対象事業に係る経費のうち次に掲げるものとし、いずれの経費も消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含まないものとする。

(1) 広告宣伝費

(2) 事務所、店舗、倉庫等賃借料（店舗等の所有者が代表者（法人にあつては役員含む。）の3親等以内の親族の場合には、対象外とする。）

(3) 設備及び備品購入費

(4) その他町長が適当と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、国、県等から同様の事由による補助金等の交付を受ける場合にあつては、補助金等相当額を差し引いた額を対象経費とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、予算の範囲内において実施するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇多津町創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し提

出しなければならない。

- (1) 宇多津町創業支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 宇多津町が主催する創業に係るセミナー等の受講証明書又は宇多津町創業支援事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (3) 納税証明書
- (4) その他参考資料
（交付決定等）

第7条 町長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、宇多津町創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は宇多津町創業支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条に規定する添付書類の内容又は記載した事項に変更があるときは速やかに、宇多津町創業支援補助金事業計画変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 補助金申請額に変更がなく、収支予算書の支出の部において、補助対象経費の内訳を20%以内の割合で増減する場合
- (2) その他事業計画の細部を変更する場合

（変更承認の通知）

第9条 町長は、前条に規定する変更承認申請があつた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、宇多津町創業支援補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宇多津町創業支援補助金中止・廃止承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇多津町創業支援補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するととも

に必要な応じて実地調査等を行い、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、宇多津町創業支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに宇多津町創業支援補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付決定の内容、条件その他法令に違反したときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、補助金交付決定を取り消した場合は、その旨を補助事業者へ、速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金交付決定の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、定められた期限までにその補助金を返還しなければならない。

（事業状況報告）

第16条 補助対象事業を実施した補助事業者は、事業が完了した年度の終了した日後3年間、補助対象事業の成果に係る毎年度の状況について、宇多津町創業支援補助金事業状況報告書（様式第11号）により町長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象外業種

1. 農業
2. 林業及び狩猟業
3. 漁業
4. 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
5. 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
6. 以下のサービス業等

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
- ② 易断所、観相業、相場案内業
- ③ 競輪、競馬等の競争場、競技団
- ④ 芸ぎ業・芸ぎ業あつ旋業
- ⑤ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ⑥ 興信所
- ⑦ 集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。）
- ⑧ 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体